

令和2年度第3回  
(2020年度)

吹田市景観まちづくり審議会

日時 令和3年3月22日(月)午後2時  
場所 千里山コミュニティセンター 多目的ホール

令和2年度第2回吹田市景観まちづくり審議会会議録  
(要点筆記)

1. 開会

- 渡辺都市計画室参事

2. 挨拶

- 乾都市計画部長

3. 会議進行

- 鳴海会長 本日、傍聴人はおられますか。
- 事務局 本日は傍聴人はおられません。
  
- 鳴海会長 それでは、報告案件の説明をお願いいたします。

4. 案件説明

景観まちづくり計画改定について

都市計画室の河股です。それでは景観まちづくり計画改定について、ご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、初めにスケジュールについて説明させていただきます。

資料は1-2「景観まちづくり計画改定スケジュール」になります。

庁内の検討委員会や本日と6月に予定しております当審議会でご意見をいただき、パブリックコメントを経て、10月に予定しております当審議会に諮問させていただき、改定を行う予定としております。

計画の改定に合わせて、令和3年度2月にシンポジウムの開催にあわせて景観まちづくり賞の表彰を予定しております。

それでは、景観まちづくり計画素案の説明をさせていただきます。

配布しております資料1-1「景観まちづくり計画素案」につきましては、検討途中段階の資料のため、今後写真・文字・図など、手を加えてまいりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、資料1-3の「景観まちづくり計画改定ポイント」を中心に、現行の景観まちづくり計画概要版と資料1-1の「景観まちづくり計画素案」を使いながら説明させていただきます。

資料1-3景観まちづくり計画改定ポイントをご覧ください。

1. 今回の改定は、現行計画から大きく方向性を変えるものではなく、将来像、基本目標等につきましては、原則、現行計画を引き継ぐものです。現行計画の将来像等につきましては、概要版の冊子の3ページを御参照ください。

2. 現行計画の「類型別、地域別(6ブロック)」から、より地域特性にスポットを当てた、「景域別」へ移行し、場所性の読み解きに重点を置きます。現行計画は、緑、水辺、歴史、学術文化などの類型ごとの計画と市内を6ブロックに分けた地域別の計画の2本立てになっていましたが、後ほど説明させていただきます、「景域別」へ移行します。

3. 近年はまちづくりの形が変化し、行政の役割、立ち位置も変化してきており、これまでの行政の大きな方針に基づく、市民、行政、事業者、専門家による協働の取組と合わせて、個別の小さな主体的な活動や取組、例えば、公園を使ったマルシェなどが景観まちづくりにつながるということにスポットを当てていきます。

4. 将来像を実現するための推進方策について、夜間景観や、計画の早期の段階から景観協議を行う景観デザインレビュー制度の導入、公共サインの適正化などを新たに重点に置く取組としてうたっていきます。

5. 全体の構成を、資料1-1の計画素案をめぐっていただき、イメージを見ていただきながら、ポイントを絞って説明させていただきます。

全体は、大きく序章から3章で構成されています。

序章では、計画の目的と位置づけ、また、景観とは、景観まちづくりとはについて、定義しています。インデックスの①、4ページをご覧ください。本計画の目的は、中ほど3段落目人々の生き生きとした〜〜〜シビックプライドを育むことを目的としています。

概ね10年を目安とした計画で、SDGsにつきましては、目標11「住み続けられるまちづくりを」と目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」をうたっています。

1枚めぐっていただきまして、6ページから、景観、景観まちづくりを定義しています。

今回の計画は、写真・イラスト・コラム等を効果的に活用し、「読み物」として、冊子を仕上げていきます。

続きまして、第1章、ここでは、吹田らしさをあらゆる景観の特性を、「地勢」、「歴史と土地利用」、「都市活動と暮らし」という大きく3つにくくり、景観的視点で紹介し、吹田を再認識できる内容にします。インデックス②、15ページをご覧ください。まず、1つ目は地勢からになりますが、吹田らしい景観を形成する「平野と丘陵」、1ページめぐっていただきまして「緑の帯」「河川」の3つの要素について記載しております。

1ページめぐっていただきまして、18ページをご覧ください。令和元年度に実施しました、景観に関する市民アンケートの結果を掲載しております。他の結果についても関係する箇所に入れています。

次のページ19ページをご覧ください。景観の特性の2つ目「歴史と土地利用について」明治時代から大正、昭和初期、戦後、高度経済成長期、平成、現在までの本市の成り立ちについて、順を追って紹介しております。

31 ページをご覧ください。景観の特性の3つ目といたしまして、「都市活動・暮らし」について吹田らしい7つの要素を紹介しております。「暮らす」1枚めくっていただきまして、「働く」、「学ぶ」次に「集う」「自然に親しむ」「歴史を味わう」最後に「祭りを楽しむ」についてまとめております。

続きましてインデックス③、40 ページをご覧ください。ここまで紹介してきました景観特性から、市内の共通の特性を持つエリアを「景域」と位置づけまして、現在16のエリア、ニュータウンを3つに分けますと、18の景域を上げました。景域は、線で囲うものではなく、ぼんやりこの辺りという風に地図に落としていきます。

この18の景域が、第2章の「景域別景観まちづくり計画」につながっていきます。この景域のエリア分けにつきましては、今後も引き続き検討を行います。

では第2章、第2章では初めに、吹田らしい景観まちづくりの目指すところということで、本市が目指す、3つの将来像を入れております。インデックス④、44 ページをご覧ください。改定ポイントの初めに申し上げましたように、現行計画を引き継いだ内容となっています。

2つ目の将来像、「生きる景観」につきましては、現行計画では、「すべての人が快適に暮らせる「生きる景観」としていましたが、改定後は、1つステージを上げたイメージで、「市民がまちを住みこなすことによる「生きる景観」としています。

2 ページめくっていただきまして、48 ページをご覧ください。

次に「景域別景観まちづくり計画」に入っていきます。

改定ポイントでも触れましたが、場所性の読み解きに重点を置いているため、「景観まちづくりの方向性を考える手順」を掲載しております。

その場所で、何か建築行為や活動をするとき、その場所がどういう場所なのか、景観特性や空間特性を読み解いた上で、まちづくりや計画の方向性を考えることが重要となるため、

「景域別景観まちづくり計画」では、「景域」ごとに場所性を読み解くための手がかりと、景観まちづくりの大きな方向性を示しています。

インデックス⑤、59 ページをご覧ください。千里山西～円山町周辺の景域です。場所性を読み解くためのポイントとしての、景観特性、この景域のキーワード、景観まちづくりの方向性、景観資源の地図を1セットとして記載しています。

次に第3章、第3章では、吹田らしい景観まちづくりに向けてということで、吹田らしい景観まちづくりを推進するための方策を記載していきます。インデックス⑥、90 ページあたりからになります。特に第3章は庁内の関連部局と調整しながら、内容を詰めてまいります。

これまでの10数年の景観の取組評価や、市民アンケート結果等につきましては、最後の参考資料に入れてまいります。

以上が、景観まちづくり計画改定についての説明になります。

この計画を実行性のあるものにしていくための、今後の展開としまして、資料1-3の改定ポイントの6、にいくつか上げています。

景観デザインマニュアルの改定ということで、「景域別景観まちづくり計画」に即した「景域別デザインマニュアル」を作成します。このデザインマニュアルは景域別に、具体的なデザイン手法等について、示したものになります。

次に、公共施設景観ガイドラインを作成します。このガイドラインは、公共建築物、公園、道路、公共サイン等を計画整備する際必要な景観的な視点について示したものにしたいと考えています。庁内の関連部局と調整しながら、作成していきたいと思えます。

その他、色彩基準の見直しや、地域特性や場所性から、良好な景観形成に寄与するものについては基準を超えた場合でも提案を受け入れるような、特例制度の導入も進めてまいります。

以上で景観まちづくり計画改定についての説明を終わります。

鳴海会長よろしくお願ひいたします。

## 5. 質疑応答

- 木多委員 景域はキーワードだと思うんですけども、39ページのところで、16の景域があると記載があります。景域について、もうちょっと詳しく教えていただきたいなと思いました。境界線をぼんやりさせると書いてありますが、境界線を曖昧にするってどういう意味ですか。あとは、コラムについてですが、どういう内容が入ってくるのかなってところも少し、もし今、おわかりましたら教えていただきたい。
- 河股係員 まず一つ目の景域のぼんやりと示すってような内容ですが、こちらは現在検討段階の素案となっております、実際にこの景域の図がこういった形で入るのではなくて、こういった図を使いながら、景域ってというのはこの辺りですというような、地図を作成していきたいなと考えておまして、このまま、冊子として出てくるようなものではありません。
- 木多委員 境界をあいまいにするのはすごくいいことだと思うんですけども、その表現は工夫してください。
- 隅田主査 もう一つ、コラム等についてですけども、この辺りにコラムを入れよう、こういうテーマで入れよう、というところまでしかまだ検討が進んでおりません。例えば、どなたか先生に書いていただくことや、どこかの文献から引っ張ってくるとかを考えておまして、そういったことで、少し、市民の方に興味をもっていたけような内容で入れていきたいと思っております。
- 長町委員 夜間景観を新たに入れていくっていうふうに、資料1-3で表記があるんですが、これ様々な市町さんの取組も、ここで改定していくようなところで夜間景観を入れていくのは大きな流れだと思うんですね。もともと景観法の上位の概念の中に、夜間景観が位置付けられてないっていう状態があります。しかしながら、まち

の景観を考えていくときに、夜間景観を外せないという状態にもなっています。しっかり、この中にも、文言として入れる必要があると思います。一つはどこにどう書いていくかなんですが、それぞれのまちづくり計画の切り方によって、書きようも違うかなと思います。この今回の改定の流れでいくと、例えば、序章のところで、6ページからの景観について、大事な言葉が並んでくるわけですけども。文章立ての中には、例えば今、9ページでまちづくりについて時間をかけてはぐくむと言った後に、まちの景観は夜間景観もあるんだという一文を入れていただくと、夜の景観っていうものが必要であるんだなっていうことがわかると思うんで、この序章の中にひとかたまり文章を入れるというのが一つ目。次が31ページ。3つの景観、吹田市の特性というところで、両カッコ1、2、3ってなってくるところで3のところ都市活動・暮らしで中身が展開するのですが、この「暮らす」「学ぶ」「働く」となっているところに、例えば「集う」というところに、夜に集う話もあるかもしれないし、或いは5番の「自然に親しむ」。これは公園ですとかパブリックエリアも、夜間の景観を改善するっていうことは、今必要なことで取り組まないといけないことなので、こういったところの文章の中に夜間にも使用されるような場所を念頭に置いた文言を入れるとよいと思いました。今全部で7つ、祭りを楽しむまであるんですが、いくつか写真をこれから選んでいかれると思うんですけども。万博ですとか、或いは夜景なんかもたくさんあると思うので、特に駅前環境の改善が、今まさに本当にやらないといけないものとして公園とか夜間景観が目前にあると思うので、そういったところの例を写真で織り込めば、「夜間景観も直していくんだな」っていうのが伝わるんじゃないでしょうか。夜間景観を言葉と写真で埋め込んでおいて、この後、ガイドライン、デザインマニュアルを改定されるっていうところで、具体の手法をアップデートされると良いと思うんですが、ここにはないと目標値が見えないので、明らかに共有されてない概念なので、はっきり示して差し上げないと。良い夜間景観っていうのが何なのかっていうことがわからないので、何か写真で示していくのがいいと思います。

- 隅田主査 ありがとうございます。今ちょっとこの冊子の中ではですね一番後ろの推進方策の93ページのところに夜間景観という形で少し入れさせていただこうと考えております。ご意見いただきましたので、少し前の方にもその写真等を、あと、定義の中でも入れるっていうことで検討させていただきたいと思います。
- 長町委員 例えば大阪市さんも最近見直しまして、実は夜間景観であらゆるところに横に入るの、どう書いていくかっていうのが、難しいんですけども、やっぱり具体の整理整頓が仕事じゃないと思うので、具体的にこの計画のどこをアップデートするつもりかっていうところで見えるようにするのが必要で、そのために埋め込んでおく文章が必要であると思います。ぜひそうしていただけたらと思います。
- 秋月委員 富山大学の秋月です。まず16の景域についてなんですけど、なぜこの16

の景域をこう区分したのかという説明は、48 ページ以降、細かく書かれてはいるんですけど、その前にも必要だと思います。まず必要なのは40 ページの一覧表辺りではないかと思います。そこに、もしまとめられるのであれば、場所性とそのまちづくりの方向性っていうのを、二軸でやられているので、16 の景域がどう違うかっていうことも、加えることで、やっぱり地域性っていうのが出るのかなというふうに思います。2 章以降は、ここに美しいその地域の写真とか載せられてるわけなんですけど、一章とかその前には魅力的な写真がいっぱいあって、景域と合わせて、その場所情報とかも写真の中にしっかり入れられると、より魅力的なものがどこにあるのかがクリアになっていいと思います。88 ページ以降よく見れてないんですけど、何かこの後半から、せっかく景域と定義されていたのが、地域になっちゃったような印象が少しあります。用語の統一は、この中でされた方がいいのかもしれないと、もしかしたら私の見落としただけかもしれないんですけど、ご確認いただいたらいいのかなと思います。2 点目は、アンケートの結果です。個人的には、市民がどう思っていてそれに、行政がどのように、市民の意見を踏まえて、景観づくりしているのかというのを伝えられるのが、いいなとは思いつつ、資料10の資料3、参考3などのアンケート結果を拝見しますと、確かにその市全域で、無作為に抽出し、かつ、重点地区からも選ばれているんですけど、その38.5万人の人口に対して、1000人の意見なので、ちょっとこれを、あまりアンケートの結果を大きく出すぎると、一部の人の意見じゃないんですかというふうに、捉えられかねないと思います。コラムに近い位置付けで、小さめに、控え目にされたらいいのかなというふうに思いましたので、コメントさせていただきました。

○隅田主査 ありがとうございます。景域について、確かに三つの視点から第1章で紹介してからの景域への繋がりというか、そこについてはまだ少し足りない部分があるなというのは担当としても感じておまして、そこについてはもう少し、肉付けというかわかりやすい繋がりになるように、作り込んでいきたいと思っております。写真につきましては第1章に出てくる写真っていうのは、今、これもまだ本当に検討段階なんですけど、あえてどこの場所かわからないようなイメージにしてもいいかなという話を、吹田のどこなのかを示してしまうのではなく、吹田の全体イメージみたいな形でもちょっと中で検討しておりましたので、先生からご意見いただきまして、確かにここがすてきな場所なんだよっていうのをここで示すのも大切かなと今思っておりますので、検討させていただきます。

○上甫木委員 すいません。1点だけちょっとお伺いしたいんですけども、最初に、4ページのところで、この目的を誇りや愛着を生む景観だっていう、ことだったんですけども、もう10年間やられて、基本的にそういう誇りとか愛着にどういう貢献があったんだろうかというようなことは、把握されているのならいいのですが、そのあたり

は少し把握する必要があるのかなという気がしております。一般的には愛着というのは、やっぱこう関わっていくということとそこを体験できるという、その二つが非常に重要で、ただ、景観も要するに与えられるものじゃなくて、そこをつくり出すところに関わっていくというか、マネジメントであるとか、そこを使いこなすとか、そういうことに関わっていくということで、非常に、この場に対する愛着と誇りが、与えるだけよりももっと高まるだろう。そしたら少し、次のステージに向けて、どういふふうに関わりを増やしていくかという、ぶっちゃけて言うと、行政だけでなかなかできないので、その市民参画を活発化させながら、自分たちの計画だというのを持ってもらえるような、そういう何か仕掛けが要るんじゃないかなと思うので、そういうような、文言っていうか方向づけも加えていただけたらいいのかなというふうに思います。

○隅田主査 ありがとうございます。今回、目指す将来像の生きる景観というところで、一つステージを上げて先ほど説明させていただきましたように市民がまちを住みこなすことによる景観ということがありますので、その目的のところも、もう少し文言の見直しが必要かなと思いますので、こちらも検討させていただきたいと思います。ちなみにあと、まちの誇り愛着というところで言いますと吹田市の市民意識調査でまちを美しいと感じる割合が7割ぐらいとなっております、その一定愛着であったりとか、住む満足感みたいところは、今、吹田市としては、ある程度のところまでいってるのではないかと考えております。

○中村委員 市民の中村です。なかなかついていけてなかったかもしれないですけども、先ほど、資料1-3の6番のところ、公共施設景観ガイドラインを作成いたしますとありましたが、これは先ほどの景域別のガイドラインとは別に公共施設は何か特別に景観に寄与するというふうに書いて取り上げてどうかということですか。もう一つ、小さな取組なんかすごくいいなと思っていて、45ページには、市民の、日頃の清掃とか、マルシェとか、事業者の日常の活動とか、こういうのが、該当するというふうにあるんですけど、91ページから、小さな取組の紹介があるんですけど。そこでは、かなり何か話が大きくなっていて、例えばデザインレビューなんていうのは、大きな開発事業の中で、決定機関ではないにしてもデザインレビューをすることによって、次のステップに進んでいくっていうような、閉門的な意味合いで企業の中では使っている。或いは4番の屋外広告物に関しては、先日出された広告物の条例のことかなと思うんですけど。結構大きな取組かなというふうに思いますんで、その小さな取組ということの定義づけと、この91ページからのものが、本当に小さな取組なのかっていうあたり、もう少し関連性がわかるようにしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○隅田主査 公共施設の景観ガイドラインの方なんですけれどもこちらは別冊子でございますか、こちらの基本計画の方ができ上がりましたら、それに基づいて関連部局



と一緒に作っていくものなんですけれども。今ですね、公共施設の景観ガイドラインという文言がこの計画の中に入っていない状況でして、ちょっと後の方でもですね98ページの推進方策のところでは他部局への働きかけと分野を越えた景観まちづくりという項目の一つを作っておるんですけれども、ここにですね、公共施設の景観ガイドラインを作成するというを明記してもいいかなと、担当の中で話をしております。関連部局といろいろ調整が必要になっていきますので、ここで書いてしまうかどうかというのはまだはっきりとしておりませんで、今まだ書けてない状況なんですけれども書いていく方向で調整していきたいと思っております。あと、小さな取組については、今まで行政がやってきた大きな方針に基づく大きな協働の取組と、市民、事業者が行う小さな取組も両方が大切ですよというように、二本立てでいくという形で、きちっと表現していきたいと思っております。この計画の中では、そこが混在してしまって、一緒になってしまっているところがあります。そこはご意見いただきましたように、整理をして、きちっとわかりやすくしていきたいと思っております。

○秋月委員 すいません、追加なんですけど、今までの類型別の情報ってやっぱりすごく貴重だと思うので、ぜひ参考資料に持って行っていただけないかなと。具体的には、概要版の方も、それぞれ地図と一緒に合わせられている5ページ以降とかでしょうか。駅も新設されていますので情報を更新していただきながらも、やっぱりそれぞれがどういうのがあるのかということが、吹田市を全体で見ることのできる資料と16の景域と合わせてやれば、とてもいいかなと思います。

○隅田主査 現行計画の良い部分っていうのは、どんどん引き継いでいこうと思っておりますので、検討させていただいて、あまり冊子が分厚くなりすぎるのは避けたいですが、この概要版っていうのはすごくよくまとまっているなあと、担当も思っておりますので、入れる方向で検討したいと思います。

○久副会長 ちょっと3点、お願いをしたいなと思うんですけどまず最初は2ページのところなんですけれども。改定の趣旨っていうのが書いてあるんですけど、ここを、もう少し充実させていただけないかなというふうに思っています。この中で今までの景観行政の成果と課題みたいなものをしっかりと押さえていただくことも重要なと思っております。私が吹田市の景観行政で、一番成果があったと思うのは、いわゆる大規模開発が起こる時に、しっかりと景観形成地区へ位置付けてきたということですね。典型例は岸部の健都のところですけども、千里丘地区でも、社有地が開発されていくときに、しっかりと景観形成地区指定をされておられますし、そういうような、大規模な面的開発に関してはしっかりと景観形成を事業者とともにやってきたっていうのが、正確だと思うんですね。逆に言うとそれ以外のところで、ちょっとその住民さんと一緒に協働等がやりきれてない。というのも、課題として残っていて、この辺りの吹田市ならではの景観行政の成果と課題ということを設定して、その結果計画改定に行っているはずですから、そこをちょっとね、しっかりと変えていただければ

なというふうに思っています。で、もう一つはやはり社会情勢が変わっているということですね、景観が変化しているというよりも、一方で社会が変化しているところがあって、先ほどの小さな取組なんかも特に最近プレイスメーキングとかという形で、特に若手がまちを面白くする活動というのをどんどん展開するというようになってきて、それを支援するというのも、行政が担っていくというような社会全体の変化も、ここ数年なっているので、これをこの計画改定にしっかりと位置付けていこうということではないかと思っています。それがちゃんと書ければ多分、資料の1-3の、1から4のところは導けるのかなというふうに思いますので、この資料の1-3、とてもわかりやすく書かれているので、ここを説明するための前振りとして、この柱がこの2ページあたりに位置付けられていくと、市民の方も読んで、こういうように変わっていくんだなというの理解できるんじゃないかなという意見です。2点目は先ほどの、秋月委員のご意見で、景域をもう少しきちんと説明をできたかなという話と関係するんですけども。具体的には、48ページに、この景域別計画の図を説明する手順がありますよね。その中で、景観の特性、地勢、成り立ち、土地利用、都市活動という四つ書いてあるんですけども、地勢の説明は前のところでしっかり行っています。歴史成り立ちの説明をより付加すると、景域が浮かび上がってこないかなというふうに感じています。例えばどういうことかという、19ページからそれぞれの時代に応じて、その市街地がどう広がっていったのかという、地図が作られていますよね。これ、前の時代と、その次の時代を重ねていくと。その期間で広がっている市街地って見えてきますよね。それがちゃんと区分できると、いつの時代にできた市街地かというの、わかってきますよね。千里山なんか典型で、その戦前期にできた住宅地ってそれでしっかりと計画して作られているので、今もいまちなみが形成されてるとか。或いは明治以前に、もうすでに市街化されているところは、いわゆる旧集落で、古いいまちなみが残っていると。いつの時代にできた市街地かということがわかればおそらく景域とかなり重なってくるんじゃないかなというふうに思いますので、そこをしっかりと、この歴史の部分で、追っかけていっていただくと、地勢と歴史が重なって、この景域というものができ上がってきているというの、より明確になってくるんじゃないかなと思います。3点目ですけど、これは中村委員の話とも関わるんですが、先ほどプレイスメーキングとか小さな取組をどう位置付けていくかというところで見ますと、96ページに、地域の景観まちづくり活動への支援は書いてあるんですけど。これは最終的には、景観形成地区とか、そういうところで、地域で頑張っていこうよという方々のための支援ということになるんですけども、もっと楽しく、やっといこうよというところの支援を書くためには、94ページまでのところに、そういう楽しいイベントを中心とした活動、こういうものを位置付けていって、それを市も支援をしていっていただいて、地域の魅力を上げていく。その位置付けもぜひとも欲しいなと思いますしそれがまさしく、最近世界中で動いているプレイスメ

ーキングの動きとも重なってくる話だと思しますので、そこしっかりと位置付けていただきたいなと思います。

○隅田主査 ありがとうございます。いただきましたご意見を、できる限り盛り込んだ形で、市の方が伝えたいことっていうのと、実際これを目にする方が、流れとしてすっと入ってくるような仕上がりになるように検討していきたいと思えます。

○鳴海会長 今幾つか委員からのご意見がありましたので、それをぜひ反映させていただきたいと思えます。とりわけ景域の16というのは、いろんな景観的な分析から出てきたような構成になっていますが、本当は市民の頭の中に、昔からでき上がってきているエリアを優先して選んでいるので、矛盾する感じがするのだと思えます。久委員が言われたように素直に景域がありますというところから説明する言い方が、良いのではないかと思えますのでぜひ工夫して、いただきたいと思えます。例えばある景域とある景域にまたがっているゾーンがあり、そのゾーンが市民の頭の中では同じものと認識されている場合、二つのゾーンに区切るのは無理があります。意図的に区切ったとしても、景観的には区切れていないからだと思えます。それから何度も出てきましたが、夜の写真が全然ないのは変だと思えましたので、ぜひ加えていただければと思えます。それからアンケートのグラフがあんまり大きすぎるのもちょっと気になりましたので、どなたかおっしゃいましたがその辺も、工夫していただければと思えます。それでは大体以上で、皆さんの委員の意見を反映させていただくとして、次の案件に行きたいと思えます。

## 6. 案件説明

### 景観まちづくり賞について

都市計画室の酒井でございます。

吹田市景観まちづくり賞につきまして、ご説明させていただきます。

ここで、説明させていただきます内容は

- 1 吹田市景観まちづくり賞の概要
- 2 募集・審査方法
- 3 スケジュールについてでございます

まず、吹田市景観まちづくり賞の概要について、ご説明させていただきます。

目的としましては、景観まちづくりに寄与する優れた事例を顕彰することにより、市民・事業者の景観まちづくりに対する意識の高揚と景観の質の向上を図る。としております。

景観賞は、これまで平成12年、14年、21年に実施しており、今回、第4回となり、12年ぶりでございます。

次に部門としましては、5部門を想定しております。

- 1 建築物・工作物は、周辺と調和した潤いある美しい景観を作り出している、まち

なみを構成する重要な建築物・工作物等を対象とします。

2 屋外広告物は、周辺景観に配慮し、調和している優れた屋外広告物を対象とします。

3 敷際は、周辺の景観に配慮し、地域のまちなみにふさわしい景観を新たに創造している敷際は対象とします。

4 まちなみは、周辺と調和した潤いある美しい景観を作り出しているまちなみを対象とします。

5 活動は、まちなみのイメージアップに継続して取り組んでいる市民及び団体の活動を対象とします。

次に募集方法につきまして、募集期間は、令和3年6月下旬から2か月間を予定しております。その他は記載している通りでございます。

周知方法につきましてはここに示しておりますような方法を想定しておりまして特に関連団体、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会、大阪屋外広告美術協同組合や各大学との連携を行い、広く市民や事業者にも周知していきたいと考えております。

選考方法につきましては、景観まちづくり計画改定素案で位置づけている吹田市が目指す景観の将来像であります

地勢を活かした「潤いのある景観」

市民がまちを住みこなすことによる「生きる景観」

地域ごとの特性を尊重した「調和と個性のある景観」

これらの要素が十分に発揮されたもので、次に示す選考基準で審査を行う予定です。

選考基準は、大きく4つに分かれております。

1 地域の景観向上への貢献度についての評価として

地域の景観をリードし、シンボルとなっているもの

地域に開放された緑化などのオープンスペースを確保し、活用されているもの

地域の魅力を高めているもの

愛着や親しみを与えているもの

地域のまちなみづくりに役立っているもの

2 周辺環境との調和についての評価として

総合的な計画がなされているなどにより、優れた景観をつくりあげているもの

周辺と調和し、美しいまちなみを形成しているもの

自然や歴史的風土などを考慮し、それらを活用しているもの

3 デザイン等についての評価として

配置、形態、材料、色彩等が優れているもので、維持管理が十分行われているもの

デザインが将来的に周辺の景観をリードできるもの

創造性や独創性に優れたもの

4 その他、この表彰の趣旨に沿うものとしての評価としております。

この選考基準は、過去 3 回の景観賞で用いられたものとほぼ同じ内容でございます。審査方法につきましては1次審査は、カルテを基に庁内関係課長級職員と景観アドバイザー等で書類審査を行います。2次審査は、選考委員会で書類及び現地審査を行います。選考委員会は審議会委員を中心に組織する予定です。最終審査は、2次審査の結果を基に市長が賞を決定します。というような流れでございます。

受賞作品数は、合計で10作品程度を想定しております。

最後に第4回吹田市景観まちづくり賞のスケジュールでございます。令和4年2月11日のシンポジウム・景観まちづくり賞表彰に向けまして、6月上旬まで募集の準備、6月下旬から応募の受付、9月中旬から1次審査、10月中旬から2次審査、2次審査では現地視察を行います。11月下旬の最終審査を経まして、12月初旬に受賞作品が決定するという流れとなります。

次回以降の景観まちづくり審議会にて、経過を報告いたします。

以上で吹田市景観まちづくり賞についての説明を終わります。

鳴海会長よろしくお願いたします。

## 7. 質疑応答

○長町委員 2点ございます。1点目は、10年ぶりのまちづくり賞ということで、そのタイトルはアップデートとされる方がいいんじゃないかと思うんですね。例えば屋外広告物とかではなくって、サインデザインとか、活動も、例えばサードプレイスとかプレイスメイキングとか。まちづくりそのものが、この10年でアップデートされていると思うので、呼び名から変えて、この賞自身が新しい未来に向かっていく感じっていうのがいいんじゃないかと思えます。中身は一緒でいいと思うんですけども。それと、部門5つってことなんですけど、夜景を入れられたらいかがでしょうかっていうのが、ご検討いただきたい内容です。というのもSNS映え、インスタ映えとかって圧倒的に夜間景観ですので、景観のことを一般の方があげられる写真は夜景率が高いわけですから、そういう意味で、次のステップに吹田のすてきな場所を、みんなに感じてもらうために、そういう場所を選び出すっていうのも、何か意味があると思えますので、6部門にされて、見るのはいかがでしょうかと。これ12年ぶりなので、一つぐらい賞が増えてもいいんじゃないかなっていう気がいたします。

○隅田主査 部門の名前につきましては、まだちょっと最終決定していない段階ですので、時代に合った形の名前に、これは広く市民に受け入れられるような名前にしたいと思えます。夜間景観につきましては検討をさせていただきます。

○秋月委員 今の長町委員の意見ともちょっと近いんですけど、今までのいいでしょこのまち賞との違いっていうのが、ちょっとわかりにくいのかなと。例えば浜屋敷だとか、もうすでに受賞されているものが、この新しく変わったものに、もう1回エントリーできるのか、っていう、受賞対象の募集方法に書くべきことかなと思えますので、

一体どういう期間で、例えば建てられたものなのかだとか、何がエントリーできるのかどうかというのを、しっかりと確認できる項目を入れていただいた方がいいのかなと思います。その際に、築2年とかっていうふうにしてしまうと、ちょっと短すぎて、結局書類準備してる間に受賞期間が終わってしまうみたいなので、3年ぐらいちょっとゆとりを持たれた方がいいかなとは思いますが。二つ目が、5部門で果たしてまとめられていいのかという、根本的な点を指摘させていただきたいと思います。というのが、富山県の、例えば広告賞一つとってみましても、委員長がすごく頑張っていて、まず応募件数をたくさんやられているということで、だからこそ審査ができてることではあるんですが。広告一つとっても10個ぐらい、いいものから入賞までっていうのを選ぶんですね。ですからこの5ないし6部門で、それぞれ1から2つというふうにイメージされての受賞だとは思いますが。吹田市景観まちづくり大賞みたいな感じで、その年で一番よかったのはこれみたいな感じでされた上で、今までに近い形で、それぞれでやっぱりその審査系統だとか、件数の柔軟性っていうものを持たせられるのもよろしいのかなというふうには思いました。

○隅田主査 まず対象についてなんですけれども、前回は平成21年ということで12年経っておるんですけれども。検討する時にですね、平成21年度以降のものとするか、もう期限はこだわらず、今あるものとするかというような話で、1年、2年、3年っていうような議論はしておりませんでした。

○秋月委員 広告物は期限切らないと大変、広告物についてってことですね。建築物もそうなんですけど。市民の活動ですとか、歴史的なまちなみが継承してるっていうところは、期間なしでもいいのかもしれないんですけど。でも、やはりどこかで期限つてものを設けて、表彰していくっていうのが、本来、やりやすいだろうし、よろしいのかなっていうふうには思います。

○隅田主査 他市の事例等も見させていただいたらやっぱり5年に1回程度のところが周辺で多く、その5年を対象にするというようなところが多いのですけれども。例えば、維持管理等の話になった時に、3年などになると、建築物でしたら本当に建築物だけの話になってしまうのかなと。例えば10年前に作られた建物の敷地にある植栽がすごく良い形で維持管理をされて、そこでその10年間で良い景観がつけられてきましたというものがあるんだとすれば、それを表彰したいかなというような意見も中でありまして、それで久々の景観賞なんですけれども、いつからいつまでとせずに今あるものという形で行こうかなということで担当で話しておりました。いろいろご意見をいただきまして、それをもとにまた検討させていただきたいと思っております。

○秋月委員 5部門ですので、今言われたのも二つに分けられると思うんですね。その続きだとか維持管理っていうところと、そもそも建築物としてどうだったのかっていうのはやっぱり分けてやるのも、混乱せずによろしいのかなというふうに思います。

- 隅田主査 検討させていただきます。
- 中村委員 景観まちづくり計画がせつかくあるので、例えば現行計画であれば、類型がありますよね。例えば自然の景観部門とか、歴史と文化の景観部門とか、なんかそういう括りをつくって、関連立てて、あと、建築物と別の景観部門とかっていう形にすることによってこの景観まちづくり計画との関連とか、そっちに向かったの誘導とかに繋がっていくのかなと思いました。
- 隅田主査 先ほど秋月委員からご意見いただいたもので、過去の受賞作品っていうものについては、対象外にしようかなと思っております。
- 秋月委員 それもうまく継承されているっていうことでしたら、対象になりますよね。
- 久副会長 去年高槻市が景観賞を実施したと思うんですけど、ちょっと検討を要するのかなと思うのが、高槻市は、建築年数を区切らなかつたんですね。そうすると、富田にはたくさんのお寺がありますけれども、社寺仏閣、かなり上がってきたんですね。それから高槻は城下町ですから、城下町の中にある町屋はかなりたくさん上がってきて、件数は多いんだけど、なんかよく似たものがたくさんある。どうのようにランクづけするかをかなり悩んだということがありました。多分その建築年数を外してしまうと、そういう歴史的なものっていうのがたくさん候補として挙げられてくるので、そこは考えものかなっていうふうに思います。でも、そういうものも非常に地域にとっては、良い景観資源ですので、ここはなかなか悩ましいところなのでご検討いただければと思います。それともう一つ年数というのは、違反建築物かどうかってところで、検査済証が出ているかどうかを確認するためには、あんまり古いものを持ってくると、検査済証なんてないわけですから。だからそこは市の責任で表彰する場合は、違反になってないかどうかってところを検査済証等で確認をする必要があるもので、そのことで、年度を切るっていう役割もあるので、そのあたりもご検討いただければと思います。
- 隅田主査 検討させていただきます。
- 秋月委員 富山県屋外広告物賞でも、久副会長がおっしゃったように、違反してるかどうかということを厳密にチェックするんですね。素晴らしくて、評価委員が認めても、やっぱり違反しているものは当然県として表彰してはいけない。ここはしっかりとっていただかないといけないです。
- 長町委員 今の議論を聞いていて、これ、エントリーする方っていうのは誰という想定なんですかね。
- 隅田主査 エントリーとか推薦する方ということですかね。事業者であつたり市民であつたり、っていうことで自由になっています。
- 長町委員 フォトコンテストではなく、景観そのものを審査するわけですよね。こちらの審査員が形式を持って、その提案されたものを評価するっていうやり方ってことになるんですかね。つまりですね審査っていうのは、例えば、審査書類を審査員がし

っかり読み込んで、現地審査をして、それについて審査員同士が議論して、1位、2位とかを決めるというのが通例でその場合は建築年数とか、いろいろ決めておかないといけないんですよね。

○隅田主査 まず、一次審査の前に下審査をさせていただいて、各条件に合っていないものとか違反のものっていうのを、除外した状態になりまして、そのあとカルテを作成します。一次審査では、過去の審査と同様のやり方でいきますと、そのカルテを見ていただきながら、ABCで、判定をしていただきまして、ABCで点数化するんですけども、何点以下のものは足切りとするというような形で、ふるいにかけてまして、具体的に議論をしてというのは、二次審査がメインになってくるかと思います。カルテと現地を見ていただいて、専門的な方にご意見いただいて、最終決定はしないんですけども順位づけっていうことはイメージしておりませんでして、最優秀・優秀か入賞とかという形ではなくて、それぞれの部門賞というようなイメージでおりました。

○長町委員 なんかその建築年数の話みたいになってきたので、何か当初は、全然問題ないかと思ったんですけど。何かとても曖昧になってきた感じがちょっとして、もうちょっとよく考えないといけないと思います。部門も、確かにさっき中村委員がおっしゃった、目指してる景観は、景観まちづくり計画に書かれているので、いきなり、マニュアルの部分みたいな賞になっていくのも、ちょっと気になるかなっていうのがあって、やっぱり目指している景観の賞みたいになってる方がわかりやすいかもしれないですよね。そうなったら夜間景観を作ることはできないので、夜間景観はやっぱりあったほうがいいし、私は今ちょっとここの議論で思いついた話なので何かそういうことを含めて協議していただけたらと思います。

○木多委員 単純に誰に向けてやってる賞かわからないなと思いましたが、市民の方がたくさん参加できて、そういう、広くやってらっしゃるんだったら、百選みたいな形で写真のときの風景も含めてられるし、逆に皆さんおっしゃることは一緒だと思うんですが、最後の2個に絞るのが、ちゃんとした景観賞っていう形で考えると、このふわっとした感じだと難しいのではと思います。他の自治体とかでも選ばれるものが10個ぐらいあったらできるんですけど、2個っていうと、ちょっと難しい。

○隅田主査 12年ぶりの景観賞ということもありまして、選考基準や選考方法などが固まっていない状況で、今日、委員の皆様からいろいろご意見をいただこうと思って、今の段階のものを出させていただきましたので、ただ募集の方も6月末ぐらいから思っておりますので、ご意見を一度持ち帰らせていただいて、次の審議会は6月になってしまいますので、委員の皆様、経験豊富な方ばかりですので、個別にもちょっとご相談をさせていただきながら、内容については詰めていきたいなと思っております。

○谷田委員 今ちょっと出ましたけども、府の方でも、いろんな賞であるとか、新たなスポットを集めたりはしてるんですけど、「集めてどうするのか」というのが一番の課題ですので、これも継続をしていく必要があると思うんですけど、何かその後どうす



るというのを考える必要があるかなと思います。

○隅田主査 今回、久しぶりの景観賞ではありますが、イメージとしましては5年に1回なり3年に1回というスパンで考えておりました、この景観賞の地位を上げていって、事業者の方にも、市民の方にも、浸透させていくということで、久々に今から再スタートをきりたいなと思っておりますので、賞の後、どういうふうに周知をするのかっていうところもしっかり検討していきたいと思います。

○上甫木委員 議論聞いていて、やっぱり何ですかね、少し新たな構造物を中心とした、景観計画、建物であるとか、そういったようなものが、ここで中心になってるのかなという印象があって、景観まちづくりで、基本目標に、先ほどどなたかおっしゃいましたけども、既成市街地であるとか歴史的な景観というのも、もともとあるものが今、選ばれるというのもあるでしょうし、或いはやはり手がかけられて、しっかり維持されて、リニューアルされて、構造物がない自然的な景観というものもこの対象になってるというふうに思いますんで、少し何かそういうものも、解消できるような枠組みをお考えの方がいいんじゃないかなという、基本目標にも、その後合致しやすいかなと思います。

○久委員 ちょっと具体的な話になるかもしれませんが、数年前大阪まちなみ賞で、住友銀行の旧の大阪本店がでてきたんですね。これはですね、内部だけの改装をやっているんですね。医療法に触れるために床をあげて、建物自体はほとんど触っていないんです。これを新築物件とみなすのかどうかっていうのは大議論になりまして、その周辺にあるダイビルは立て替えているので当然賞を差上げられるんですけど、本来はダイビルを立て替えずにそのまま使っていただくのが本来の保全なので、共通する住友銀行の大阪本店の方がですね、本来の残し方をしているということで最終的には奨励賞を差上げたんですけどね。こういうようなことを言うと新築だけがいいのかどうかっていうところの議論もありますよということで、少し具体的な事例を申し上げましたので、そこを考えていただければ、吹田でいうと、一つは、南吹田ところに、旧山口銀行の吹田支店の建物があったりしますよね。あのようなものをどうするかって言うことは多分出てくると思いますのでその辺りもまた一緒に頭を悩ましたいなと思います。

## 8. 案件説明

### 屋外広告物ガイドラインについて

都市計画室の大西です。

吹田市屋外広告物ガイドラインについて説明させていただきます。座って説明させていただきます。

本日の内容ですが、まず、これまでについて振り返った後に事前協議における現状と課題についてご説明いたします。その後、ガイドラインの方針と構成についてそれぞれ

ご説明させていただいた後、今後のスケジュールについてご報告させていただきます。

はじめに、これまでの吹田市屋外広告物行政について振り返らせていただきます。

令和2年4月1日の中核市移行に伴い、大阪府から権限委譲され、吹田市屋外広告物条例を施行し、運用しております。ガイドラインについては吹田市景観まちづくり計画に基づく資料2の吹田市屋外広告物景観形成ガイドラインで運用を行なってきましたが、より細やかな誘導・活用を行うため、吹田市屋外広告物ガイドラインの策定を行います。本日は吹田市屋外広告物ガイドラインについて報告させていただきます。その後、ご意見をいただければと思います。

次に、事前協議における現状と課題について、ご説明させていただきます。こちらは屋外広告物許可申請制度の流れを示しております。

現在、資料2の吹田市屋外広告物景観形成ガイドラインに基づき、新規及び変更許可の場合は事前協議を行っております。

現状のガイドラインでは内容がA4一枚で文字だけであり、イメージが伝わり辛く、また、事前協議書を提出した後ではデザインがほぼ確定しており、ほとんど変更できるところが無い場合が多いことが課題としてございます。

資料2の吹田市屋外広告物景観形成ガイドラインを見直し、新たに屋外広告物ガイドラインを策定することで、事前協議時に細やかな誘導を行い、また、屋外広告物の設置を検討する段階でガイドラインを活用していただき、設置計画や設計に反映していただくことを狙いとしております。

この図は、市内を6ブロックに分けた地域別の図で、円の中の下の黒色の数値が令和2年度2月末時点での許可件数、上の赤色の数値が事前協議件数です。新規・変更許可申請の場合はすべて協議を行っております。

件数が多い地域が「豊津・江坂・南吹田地域」と「千里ニュータウン・万博・阪大地域」となっており、

「豊津・江坂・南吹田地域」では江坂駅周辺の申請が多く、企業の看板が大半になっております。また、千里ニュータウン・万博・阪大地域では、URの建て替えや府営住宅の建て替えに伴う入居者募集の広告などが多くなっております。全体としては、コンビニ、ガソリンスタンド、金融機関からの申請が多くなっております。

車体利用については阪急バスや大阪モノレール、JRなどから申請があり、事前協議を16件、景観アドバイザー会議についても16件行いました。

また、景観担当と連携し、景観の届出の中で屋外広告物の計画があれば、建築物の届出段階から屋外広告物について協議を行っております。

次に、具体的に写真を用いて、事前協議における現状と課題についてご説明いたします。1つ目に道路沿いの広告物です。現状、許可基準内ではありますが、非自家用広告物等は色彩が派手な広告物や大きすぎる広告物が多く掲出されています。課題としては、掲出規模が地域の特性や周辺との調和に適応していないことが挙げられます。

2つ目に窓面広告です。現状、スーパーや学習塾などに無秩序に貼り紙が貼られていることが多く、内貼りのものは屋外広告物に該当しないため、申請後に追加で掲出される等がございます。課題としては、窓面広告に関する細やかな誘導基準がないことが挙げられます。

3つ目にのぼり・広告旗です。手軽に掲出できることから店舗や営業所などで多く掲げられ、同じ内容のものが乱立し、メニュー等の見通しの妨げとなっています。また、写真では敷地に植栽が施されていますが、のぼりが目立ちすぎて活かしきれいでいません。窓面広告同様に誘導基準がないことが課題となります。

4つ目にデジタルサイネージです。近年、デジタルサイネージやプロジェクションマッピングについての問合せが増加傾向にあります。発光し表示面が変わることから設置場所、位置によっては交通安全上の配慮が求められます。

5つ目に自動販売機・駐車場です。写真は高浜町の高浜神社の近くの駐車場ですが、歴史的建造物周辺のまちなみに合わない色の看板が掲出され、周囲と調和できていません。駐車場の看板や自動販売機の場合、敷地内で5㎡以下であることが多く、許可申請の対象とならないため協議を行うことができないことが課題として挙げられます。

6つ目に公共サインです。現状、写真のように公共が掲出しているサインでデザインに統一感が無く、様々な手法で掲出されている横断幕や貼り紙が複数あります。課題としては庁内で統一された指針がなく、各々の室課で単独で設置していることが挙げられます。この件に関しては、現在、公共施設景観ガイドラインを作成予定しており、市が扱う建築物やサインに関して景観の点から誘導及び統一を図っていきたいと考えております。

以上のことから、事前協議における課題として、細やかな誘導基準がなく、デザイン・表現方法など景観面でのより具体的な提案ができないこと、良い事例などの写真が無くイメージの伝達が困難であることの大きく2点が挙げられます。

これらの条例ではカバーしきれない部分をガイドラインで示し、良好な景観の誘導を図っていきます。

次に、ガイドラインの方針について、ご説明させていただきます。ガイドラインで伝えたいこととして、3つのテーマに沿って作成していきたいと思います。

1つ目は地域特性を知ってもらうことです。遠方の業者が広告内容を計画することもございますので、地域を知らない広告主にまちの特性を伝え、地域に合った広告物を考えてもらうことを目的としています。

2つ目は市が目指す方向性を知ってもらうことです。市が目指すまちなみのイメージを伝えることで、それにより添った広告物を計画してもらうことができれば、よりよい景観を目指していけると考えております。

3つ目は良い広告物について考えてもらうことです。これは先ほど説明いたしました事前協議の課題でもあったように良い広告物の事例を示し、イメージの共有を図ること

が重要と考えます。また、設計・計画段階で参考にしてもらうことも可能になるかと思  
います。屋外広告物には市民、屋外広告業者、広告主、行政など様々な人々が関わって  
おります。それぞれの立場から屋外広告物を考え、効果的で良好な景観づくりに取り組  
んでいけるようこの3つを伝えたいと考えております。

以上を踏まえたガイドライン策定のポイントをお示しします。

1. 地域特性に触れ、目指すまちなみイメージの共有・発信を行う
2. 良い広告物の写真を掲載し、効果的な伝達手法を伝える
3. 適用除外となる5㎡以下の小規模の広告物も誘導を行う
4. デジタルサイネージ等の新たな広告媒体についても記載する

これらのポイントを踏まえ、ガイドラインの作成を進めていきたいと思います。

次に、ガイドラインの構成について、ご説明させていただきます。

こちらはガイドラインの目次構成案です。

序章として、目的と活用方法について示します。ここでは多様な広告媒体の中から屋  
外広告物を選択するにあたり、公共空間に表示・掲出する上で周辺環境や景観と屋外広  
告物の関係性について説明します。

STEP 1として「共通の配慮事項」を示します。ここでは良い広告物の写真を掲載しな  
がら、屋外広告物を掲出する上での基本的な考え方や全ての屋外広告物に共通する配慮  
事項を説明します。

STEP 2として「種類別の配慮事項」を示します。ここでは掲出しようとする屋外広告  
物の種類別に配慮事項を説明します。こちらで先ほど触れましたデジタルサイネージや  
窓面広告物、のぼりなどについて記載します。

STEP 3として「まちなみ別の配慮事項」を示します。許可基準では土地活用に応じた  
用途地域による規制でしたが、ここでは景観まちづくり計画と連携した地域特性による  
まちなみに応じた誘導となります。屋外広告物の設置場所によって、景観特性や周囲の  
環境が異なるため、住宅地や商業地、工業地などのまちなみ別に応じて配慮事項及び目  
標数値を用いて誘導を行っていきます。

こちらで先ほど触れました歴史的建造物周辺等における駐車場・自動販売機などま  
ちなみに応じた広告物について写真を使用してイメージを伝える予定です。

STEP 4ではSTEP 3の中でもさらにスポットを絞って、その地域ならではの配慮事項を  
示します。地域は広告景観特定地区に指定している万博公園周辺地域を挙げております。  
今後、景観計画と連携し、更に景観に配慮すべき地域を追加することも考えております。

STEP 5として屋外広告物に関する参考情報として資料集を掲載します。ここでは屋外  
広告物条例に基づく許可申請についての取組、デザインの基礎知識などについてを予定  
しておりますが、こちらについては検討中です。

次に、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。策定までのスケジュー  
ールになります。本日、全体の構成等についてご意見いただき、来年度6月頃を予定し

ております当審議会において素案についてご意見いただき、その後、パブリックコメントを10月頃に予定しております、当審議会で報告させていただき、12月頃に印刷という流れになります。

以上で吹田市屋外広告物ガイドラインについてご報告を終わります。

鳴海会長よろしく願いいたします。

## 9. 質疑応答

○秋月委員 3点あります。まず、現状把握されるのはとてもいいことなんですけど、これ前の6区分ですよね。やはり、これはこれでいいと思うんですけど、今後その16景域でいくのであれば、16景域でどうなのかということ論じていただく必要があるかなと思います。2点目は、ステップ2も、大変よろしいことだと思うんですけど、その時にご説明いただいたデジタルサイネージ・のぼりを、どういうふうに表現するのか、結局基準では、その規制対象としてコントロールできなくても、自主的に頑張ってくださいっていうのかどうか、この辺すごく難しいと思うんですよね。ただ一方で、せっかく景域に目指すべき景観っていうのを方針として作るのであれば、何かこのあたりうまく絡めていけばいいのかなというふうに思います。もう一つは資料2の方の裏面、まちなみ別指針っていうところを見てまして、少しだけ気になりましたのが、屋上広告の扱いです。歴史的地区や文化学術地区には設置しない。これはもう、もちろんよろしいかと思うんですけど、その住宅地区・商業業務地区で、ただし書きがありますよね。例えば商業業務っていうのは、この塔屋の壁面に屋上広告されているのが、なんか結構一般的ではないかと思ったりすると、表示することができるというふうに言ってしまうと逆に、この住宅地区の規制がなくなってしまうと、問題になってくるのではないかと思いますので、このただし書きはもう少し見直された方がいいかなというふうに思いました。

○長町委員 すでに条例で縛っている部分はもう守られてるって話だと思うんで、ガイドラインは何のためにやるかっていうと、もう一步踏み込んだことをやるためにあると思うんですよね。例えば大阪府のガイドラインは、バサッとなっていて、吹田市になったらもうちょっと細かく突っ込んでるっていうのが理想だと思うんですよね。小さな単位になればなるほど、実際に有効なことが書かれて、それで具体のまちが変わるってことが重要で、一応なんか作ったけども、そうならないっていうのは、今後はよろしくないっていうか、今まではそういうのも多かったんですけども。そういう意味で、まず重点地区みたいなものを決めずに取り組みめるのかっていうのがまず1点です。吹田市全域で、何か決めたとしても到底それは到達しないですね。何を到達したいかをまず決め、念頭に置いて、されるのが必要なんじゃないかと、私は思うんです。そういう意味でいきますと、今ジャンルとかも、例えば、22ページまちなみ別の配慮事項って、1から6まで全部なんですかって話で。仮にですね重点地区をしっかりと決

めて歴史的建造物の住宅地だとするなら、内照式看板もやめるし、コンビニの色も茶色にできるみたいなことに手が届くじゃないですか。全域のことをこの1年間という短い中で、協議されるとするならおそらく一般論の解釈になってガイドラインも緩くなります。おそらく協議できる範囲になり、条例で言ってることとあんまり変わらない範囲で、特段まちなみは変わらないみたいなことになるというのが、私は心配するところで、むしろ作業を小さくされて、重点地区を決めて、例えば今回は住宅エリアとかにして、本当にどういう、戸建住宅エリアの広告に関してどうか広告物に関してどうしたいのかっていう、絞って、現状改善するためにガイドラインあると思うんです。何かそっちから1回考えないと、何か分類のための分類とかガイドラインのためのガイドラインみたいになるよりは、一番気にされてるところ、それがどこなのか、ある商業地なのかある駅前なのかわかりませんが、もうまさにそこだと思われているところがあるならそこを1個目の重点地区にされて、そこに登場するものを、思い切っってしっかり、ガイドラインで改善を促すみたいな方が、本当にまちの屋外広告物が変わっていくんじゃないかと思います。市町単位が一番小さいと思ってまして、市町単位で緩くなっちゃったらだめなので、そういう意味でいくと吹田市の重点地区、その重点地区はこうなるみたいなのが、すごく重要なんじゃないかなというふうに思います。取組としては、デジタルサイネージだけで1年間議論になっちゃったりするんですね。一般論にならない部分がどこなのかっていうので、取り組まれて、分野を数年かけて完成していくのでいいんじゃないかなろうかって気がしますが、いかがでしょうか。

○徳永主査 ご意見ありがとうございます。重点地区、屋外広告物の方で決めていくということで、当初条例の基準を決めるときも、特定の地区っていうのを指定して、基準を定めていこうという考えがあったんですけども、審議会の方でも意見いただいたんですけど、なぜこの地域なのかが、説明しづらいところがありまして、やはりこれは景観の大きな計画の中で一緒に進めていくことが大事なのかなというふうにも、考えています。一応そのステップ5のところには地域別の配慮事項、配慮地区を指定するようになっておりまして、今後、地区をどんどん追加するイメージなんですけど、これもやはり景観の重点地区であったりとか、景観と連携しながら、地区を定めていけないんじゃないかなというふうに考えております。また、住民の方と一緒にあって、ここの屋外広告物はこういうふうにして欲しいという要望が、あれば、皆さんと一緒にあって、進めていくというは考えております。

○長町委員 これは考え方いろいろなので、協議いただくといいと思うんですが、その審議会から何でそこを重点地区にしたのかとかいうこと、そういうご意見が出たとするならですね。私が考えますにそれはもう学術的な分類のための分類を目指してるだけで、本当にまちが変わる方向にはならないってことなんです。それをもう本当に反省しなきゃいけないって、こういったいろんな資料は、次のステップのまちをつく

るためにやるはずなんです。整理整頓するためではない。これはすごく重要だと思います。整理するための資料を作るのではなくて、ここからどうするかを、吹田市がやりたいところですね、見えてるはずで皆さんの中には、そこを変えていく。例えば幹線道路の沿いの大きな看板が不細工で吹田のまちに合わないんだったら、そこをか決めていいと思うんですよ。それが1ヶ所じゃなくて数ヶ所あれば、その数ヶ所取り組んでいくんだと思う。前回の審議会でお聞きした、新しい道路ができるじゃないですか。そういったところの道路景観は非常に重要で、今ガイドラインができてたら、そこに当てはめることができるんだから、すでに道路環境に似たような環境が出てくるところを重点地区に指定して、そこを利用して道路環境も、最低でも、またあれになるのかっていうようなことから脱出するルールを作っておくっていうのが、ガイドラインだと思うんですよ。できるだけ分野を絞った方がいいと私は思います。夜間景観なんかはそうしない限りできないと思います。これはご議論いただいたらいいと思うんですけど、私は新しい道路がすごく重要で、今まで通りのロードサイドのどこのまちかわからないような道路にするのか、そうでなくて、せっかく作るんだから、吹田らしい景観のまちづくりをされるのかっていうのは、このガイドラインで大分変わるんで、いかがでしょうかと思います。

- 徳永主査 ありがとうございます。先ほどスライドのあったように、吹田市としてどうしたいのかっていう方向性を見せたいっていう思いを伝えたんですけども、実際それをどういうふうに表示したらいいのか、悩ましいところがあってやっぱり地域別のところなのかなというふうにも考えています。先ほど基準を作るときに、条例の基準を作るときにもありましたけど、ガイドラインなので、もう少し融通が利く話だと思っておりますので、景観担当として、例えば江坂の地域は屋上看板をなくしたりとか、スカイラインを整えたいという思いがあるのであれば、それを記載していけたらなと思います。
- 高見委員 二つちょっとご質問があるんですけども、一つはですね、8ページの事前協議における現状と課題ですけども。こちらの事前協議件数が148件の中で、許可件数が遥かに上回るという、この差異は、まず何かというのを教えていただきたいです。それから、別紙の一番下の中に、まちなみ別指針っていうのがありますけれども、こちらの方で表示面積の合計が、各地区のって書いてありますが、この合計の面積というのは、1申請者が申請するときの合計なのか、例えばビルごとで、提出する時の合計なのかというのを教えていただきたいんですけども。
- 徳永主査 8ページのスライドの事前協議48件と、許可件数の338件、大きく違うところということなんですけども。下の許可件数っていうのが、新規、変更それから継続も含めた件数になります。事前協議というのは、新規の場合と、あと、表示内容等を変更した場合のみ、事前協議を行うというところから、このような差異ができて、その差異の継続許可、更新ですね、そのまま変わらず、更新するものが、200

件あまりあるということ。あとまちなみ別指針に関してなんですけど、これはですね、平成 21 年の景観まちづくり条例ができた時に、そのまま屋外広告物の基準として、10 項目の定性的な文言が、市長が別に定める基準ということで、告示されたんですけども、それに付随するガイドラインとして、この指針ができてます。なので、かなり古い数字になってまして、こちらはちょっと厳し過ぎるという問題があります。今協議の中では、確かに厳し過ぎるので使ってないところもあります。表示面積合計が 30 m<sup>2</sup>というのは、これは敷地内の合計となっております。

○高見委員 あとですね 2 年前ですかね、まち歩きということで、江坂地区を歩きました、やはり感じましたところが、江坂は、早い段階から商業地域があって、町として成熟してるっていうものがあるんですけども、やはり屋外広告物が非常に古いものが多くてですね、管理されていないものが非常に多いです。今後すべての屋外広告物において、やはり所有者占有者さんが、管理できる物件にしていかないといけないと、業界側も考えております。その中で例えば、ビル所有者さん、それからビルを管理している事業所さんですね、そういったところが、一つ一つのビルに対して管理できるようなそういう流れの中で、申請をするということが非常に大切だと考えます。それからですね、一つのビルで、例えば一つしかテナントさんが入ってなければ、もう十分すぎるほどの表示面積ではあるんですけども、やはり一つのビルで、何十も入ってるような、商業地域であれば、ビルもありますので、そのあたり同じ基準で決めてしまうと、非常に難しい部分もあると思いますので、その辺り、状況に応じたそういった対応も大切かと思えます。やはり広告物があることによって今、特に江坂は、本当に全面に景観を損ねるような広告、非常に多くてですね、やはりそのあたりは是正していくというか、適正化していくというのは非常に大切だと思いますが、京都の例でいきますと、京都市さんとかですね、向日市さんのちょうど境目のところに商業施設があるんですけども、商業施設の半分までは京都市さんで、商業施設半分向日市さんとかの場所でいくとですね。京都市さんの条例の大半は、広告が全くない状況で、もう片側がですね、ある一定のルールに基づいて適切に配置されてるので、にぎわいのある商業施設になっているということを見るとやはり一律にすべての広告物を対象になんかすると、一番いいかというところでもないかと思えます。やはりまちのにぎわいを創出するにはある程度のルールに基づいた広告掲出というのも、必要であると考えます。

○徳永主査 ステップ 3 のまちなみ別のところで、まちなみ別指針のような形で数値を、載せて縛っていかうかどうかっていうのを内部でも議論しているところで、数値だけではなくて、やはり、もう少し上を目指して、こういう手法がっていうのを教えていくのがガイドラインなのかなというのがありますので、その辺、活用の仕方というの、もう少し考えていこうかなと思えます。

○高見委員 あとガイドラインの中に、是非とも入れていただきたいんですけども、



すべての広告物に関して管理義務があるということはもう、この中にいらっしゃる方はわかってるかと思うんですけども、やはり、広告主さんですとか、それから掲出する方っていうのは、なかなか理解されてない方が多いと思いますので、そのあたりですね、例えば点検しやすい構造の屋外広告物を推奨するようなそういうやり方とか表示とかですね、そういった管理しやすい広告物を、中に明記することによって、推進できたらと思います。

- 徳永主査 ステップ1、共通の配慮事項の7に維持管理というところもありますので、そういったところで、点検の仕方と、ご意見参考にさせていただいて説明させていただきます。

## 10. 報告案件

### 景観行政について

都市計画室の河股でございます。

景観まちづくり計画改定について、座ってご説明させていただきます。

本日もご説明させていただきます内容は

次年度景観形成地区指定を予定しております、国立循環器病研究センター跡地と佐竹台5丁目の大阪府営住宅の建替えに伴う売却地の2つで現在協議中の内容について、また今年度の取組みについて少しご報告させていただきます。まず、はじめに次年度令和3年度に景観形成地区指定を予定しております場所の現在土地所有者等と協議を行っております内容についてご報告させていただきます。

まず藤白台の国立循環器病研究センター跡地についてです。赤で囲った場所が当該地区になります。北側には千里緑地、南側には千里けやき通り、や青山台の戸建住宅が広がっております。

土地の所有者は、日本エスコンと中電不動産でございます。

現在協議中の内容といたしましては、大きく3つの観点から協議をしております。地区の南側に面する千里けやき通りに対しての配慮といたしまして、写真にもあるように現在は多くの植生があり、この通りとしての風景が大きく変わってしまうため、通りに面する場所には積極的に植栽を行う。また、サインポールなどの広告物を禁止することや、建築物はセットバックし、また、低層化する内容について協議を行っております。地区北側にある千里緑地については、一体となるような植栽計画とする。周辺の住宅地への配慮としては、地区全体で統一した住宅地らしい照明計画や乱雑にならず落ち着いたまちなみをまもるための広告物のデザイン。千里緑地を感じられる配置計画等について。環境アセスメント審査書の中でも、景観に対する意見がでておりまして、大規模な共同住宅については、分棟、分節、低層化とするなどの意見がでております。

次に佐竹台5丁目の府営住宅の建替えについて、でございます。

当該地区は、北側には法面を挟んで「千里ぎんなん通り」、南には「竹の子通り」が

ございます。事業者は、東レ建設と関電不動産開発になります。こちら大きく3つの視点で協議を行っております。既存法面、各住戸、竹の子通りとなっております。既存法面につきましては、既存樹木を適切に残す、また、高い擁壁等を作らないように協議を行っております。各住戸につきましては、道路際への積極的な植栽や、敷地内の路面仕上げ、地区全体の照明計画、設備類の配置等としております。また、竹の子通りに面する場所については、樹種等も工夫した植栽計画とするよう協議を行っております。

2月17日に当審議会の委員でもあります、長町先生に職員を対象として夜間景観についての研修会を行っていただきました。研修に参加した職員は学校や道路、下水道、公園などの公共施設を設計・管理する部署から幅広く参加しました。

研修の内容は3つのポイントに絞ってお話いただき、研修会後のアンケートでは8割以上の職員が実務に生かせると回答しておりまして、金額をかけなくても、工夫一つで魅力的な空間が作れることを知れた。このような視点を持つことが大切だと知れた。街灯は白色が良いと思い込んでいた。などの意見があり、職員の意識の向上につながりました。また、中には次回も期待しています。といった意見もあり、今後も庁内の職員に対して定期的に研修会などを企画していきたいと考えております。長町先生ありがとうございました。

また、夜間景観について全庁的に興味を持ってもらえるように、本庁前の樹木ライトアップを令和2年11月19日に行いました。照明器具等はありませんので、葉っぱまで照らせるものではなかったのですが、今後このような本庁樹木のライトアップが常設化できるように何度か試験的にやっていく予定でございます。

以上で、簡単ですが、景観行政についてのご報告を終わります。

鳴海会長よろしく願いいたします。

## 1.1. 質疑応答

秋月委員 最後のライトアップについてだけちょっとコメントさせていただきますと、富山県、もう一つなところが正直あるのが、やっぱりきちんと計画していないライトアップを果たして市民県民に見せる意味はあるんだろうかと私自身も思ってる所なんです。屋外広告物を表彰するっていうのも、やっぱりいいものを作っていただくっていうことの活動でもあるわけですね。やるなら、せっかく長町先生が委員になられていますし、照明デザイナーの方がいらっしゃいますので、きちっとしたデザインのものをお見せして、やはり、夜間景観はきちっとそれはすごく魅力的なんですねっていうことをぜひやっていただきたいと思っております。富山大学の近くで、とにかく県でLEDがいろいろ変えられますから、もう時間的にこう多色になるようなものをばつとやっちゃってるのを見てるものとして、ぜひ吹田市はそれをやっていただかない方向でやっていきたいなと思っております。そこで、一つ注意していただきたいのが、例えば京都駅、有名なデザイナーの方が作られたものなん

ですけど。でも一方で、JRの駅舎部分は、もう当然駅として照明計画するわけなんですよね。富山駅で言いますと、デザイナーがやられてるんですけど、その富山県の、ちょっとイケてないライトアップが、その前面にあったりすると、せっかくうまくデザインされたとしても、その周辺との調和っていう視点も注意していただかないと、もったいない状況になるってのは、一応注意としてコメントさせていただきます。

○鳴海会長 それでは、以上で終了いたします。委員から出された意見を参考にして進めてください。